

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和8年1月16日 (金) 11:10~15:02

〔場 所〕 奥州市役所 7 階 委員会室

【出席議員】 (28名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 宮戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子
中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 なし

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長 高橋教育長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 岩渕財務部長 千葉協働まちづくり部長
千葉市民環境部長 佐々木商工観光部長 高野健康こども部長 高橋教育部長
阿部政策企画課長 菊地未来羅針盤課長 菊池行革デジタル戦略課長
高橋財政課長 菊地財産運用課長 千葉地域づくり推進課長
菊池生涯学習スポーツ課長 及川G X推進室主幹
高橋観光物産課長兼アクリティビティ推進室主幹 菊池保育こども園課長
千田都市計画課長 松戸教育総務課長 菅野学校教育課主幹
千葉政策企画課長補佐 松田財政課長補佐 川下財産運用課長補佐
紺野財産運用課長補佐 菅野保育こども園課長補佐 佐藤教育総務課長補佐
鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

〔次第〕

1 開 會

2 挨 捜

3 協議

### (1) 説明事項

- ① (仮称) 奥州西学校給食センター新築工事の工期延長と今後の対応について
  - ② 旧伊手小学校の無償貸付けについて
  - ③ 指定管理者候補者について
  - ④ 令和8年度奥州市一般会計当初予算案について
  - ⑤ 新市建設計画の変更について
  - ⑥ 次期奥州市過疎地域持続的発展計画の策定について
  - ⑦ 北股辺地総合整備計画の変更について
  - ⑧ 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の本格実施について

#### 4 その他の

5 閱 會

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

【概要】

1 開会 略

2 挨拶 略

3 協議

(1) 說明事項

① (仮称) 奥州西学校給食センター新築工事の工期延長と今後の対応について

○議長（菅原由和君） 早速、3の協議に入ります。

(1)、説明事項の①、(仮称) 奥州西学校給食センター新築工事の工期延長と今後の対応について説明をいただきます。

高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 教育委員会でございます。

現在建設を進めております、(仮称)奥州西学校給食センターにつきまして、建築工事における施工不良が発生し、工事に遅れが生じておりました。施工不良の発生からこれまでの間、その遅れを取り戻すべく対応してまいりましたが、今般、予定しておりました工期内の完成が極めて困難であると判断し、工期を延長することとしたところでございます。

本日は、施工不良の内容や、これまでの経緯、今後の対応等について、皆様にご説明させていただくものでございます。内容の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○議長（菅原由和君）　松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは私から説明をさせていただきます。

まず、本日ご説明する要点、結論を先に申し上げます。

工事の完成は、当初の3月11日から約1か月半遅れの令和8年4月30日となる見込みでございます。ですが、必要とされる準備期間を確保することで、給食提供開始時期につきましては、当初計画どおり令和8年2学期から開始する見込みでございます。この結論に至った経緯と今後の対応について説明いたします。

まず、1、施工不良及び是正工事の内容でございます。

発生時期は令和7年6月上旬です。基礎工事施工後、鉄骨柱を立てる際に埋設される柱脚のアンカーボルトの位置が、本来の位置からずれている、いわゆる芯ずれが確認されたものでございます。下のスライドの青の破線が正規の位置で、アンカーボルト、鉄のボルトにずれが生じております。

以下のスライドが1か所の写真で、その数は69か所中43か所でございます。

鉄骨を立てる際、柱の芯を墨出し、位置をマークした際に発覚いたしました。

原因としましては、柱脚基礎の専門業者がアンカーボルトの位置調整を誤ったこと、そしてコンクリートを流し込んだ際に、アンカーボルトが押されて正規の位置からはずしたこと。建築工事の元請と下請けの施工管理業者間での施工管理体制の調整不足が原因として挙げられております。

この事態を受けまして、市では直ちに施工業者に対し厳重注意を行うとともに、当初工期内での完成を厳守するよう、早期の是正を強く指示いたしました。

また、管理業者に対しても、管理体制の一層の強化を指示したところでございます。

是正工事の内容は、スライドのとおり、位置がずれたアンカーボルト周辺のコンクリートを撤去し、正確な位置に修正した後、コンクリートを再打設し、十分な強度が確認された上で、鉄骨柱を建て込みます。

ここでの遅れは今後の工程の遅れに直結することから、考えられる手立てを尽くすように指示し、作業機械を増やし、岩手県外へも働きかけての作業員の増員、現場の施工管理体制も、複数体制とし、強化しながら対応したところでございます。ですが、6月18日から8月12日まで約2か月間の期間を要し、後続の工程に影響が生じました。

次に、2、工期延長に至った経緯についてご説明します。当初の引き渡し予定は令和8年3月11日です。8月12日、是正工事完了後、市として、施工業者、監理業者に対して、この2か月の遅れをいかにして取り戻すか、あらゆる方策を検討、実行するよう強く求めながら、連携し、進めてまいりました。

建設業界の慢性的な人手不足や、労働時間の規制によりまして、人員の継続的な確保が困難な状況でしたが、可能な限りの、土日祝の作業ですとか、作業員増員の手配など、工期短縮に向け、最大限の努力を持って対応してまいりました。

しかしながら、関係者間の協議で、工事の進捗を詳細に精査した結果、12月下旬、当初工期内での遅れを取り戻すことは困難であると判断いたしました。これにより、変更後の引き渡しは、令和8年4月30日となったものでございます。

次に、3の今後の対応、変更契約、財源確保についてでございます。

変更契約についてですが、工期を変更する契約を2月議会定例会で繰越明許費のご議決をいただいた後に締結いたします。対象となるのは、建築、電気、機械、外構の各工種でございます。

また、2月議会において、西学校給食センターの組織設置に係る条例の一部改正も提出する予定でございます。

次に財源につきまして、こちらについては国の交付金に手上げをしております。年度内に工事完了ができない場合、国の交付金2億1,455万円が不交付になる可能性がございます。これは、当該交付金が、国の令和6年度予算からの繰越事業であるため、制度上、再繰越しは認められていないことによるものでございます。

そこで、財源確保のため、現在、県教育委員会を通じて、国と交付金の交付に向けた協議を進めております。

まずは、交付金の部分完了の手続きを進めます。

この部分完了とは、年度内の工事完了部分が、交付金の交付目的を満たす状態になったか否かで交付の可否を判断するもので、交付対象と認められた場合は、全額交付されます。現在、手直し工事や検査、そういうものを除きます、新築工事部分、直接工事の部分ですが、こちらにつきましては3月末までには完成する見込みでございます。その完成をもって部分完了と認められるよう、協議中でございます。

なお、並行して、事故繰越と呼ばれる、災害など予見し難い事案により、年度内に事業完了できなかった場合、翌年度へ繰越しが認められる制度についても協議をしているところでございます。

また、仮に交付金が不交付となった場合ですけれども、こちらにつきましては、有利な起債である合併特例債への財源振替も検討しております。これにつきましては、新たな予算措置をするものではございません。現在予算化されている中で調整するものということでございます。

次に、4、工期延長後の供用開始までのスケジュールについてでございます。

給食提供への影響についてでございますが、物件の引渡しは、令和8年4月30日となります。その後、5月から8月下旬にかけての準備期間で、職員研修、調理設備の試運転、調理、洗浄、配達トレーニング等の準備を行います。当初計画に比べ、準備期間が約1か月短縮しますが、必要とされる準備期間である約4か月間を確保することで、安全で質の高い給食提供開始に向け準備を進めてまいります。

特に、夏休み期間を最終準備に活用しながら、当初の計画どおり令和8年の2学期からスタートする予定でございます。

続きまして、5の契約状況の一覧です。

色付けしている部分が、工期延長の対象となる工事でございます。

以上が本件の経緯と今後の対応でございます。残された工期の管理体制を強化しまして、引渡しの日を幾らかでも前倒しできるよう、施工業者や監理業者と一体となって今後の工事を進めてまいります。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 7番、佐々木です。

3点伺います。

1点目は、誤った工事をした業者に対してのペナルティはどのようにになっているのかが1点目です。

2点目は、2ページのところの、4の(2)の箱枠のところで、調理員さんの準備作業が変わるっていうことなんですかけれども、当初では、4月1日の人事異動で、センターに勤務する調理員が別枠で採用されてそこで準備に当たると。自校給食の1学期がある学校の調理員さんは自校の給食で1学期働いて、2学期からそのセンターという計画だったと思うんですけれども、建物の引渡しが4月30日となりますと、4月1日発令の1か月間のこの調理員さんの勤務は、どこで、何をされるのかというのが2点目です。

3点目は、その下の横長の全体スケジュールの、備品搬入（厨房機器）の薄い黄色のところなんですが、前回の議会の質問等でもどこに運ぶのかっていうので、黒石小学校とか地区センターに運ぶって言っていて、その後は学校教育課の人たちで運ぶといったかなり大変だろうなと思うやりとりだったんですが、引き渡しが4月30日となれば、多分備品搬入も5月からしか搬入できなくなると思うんですけれども、その搬入の考え方も併せてお願ひします。

以上3点です。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それではまず、最初の業者へのペナルティの部分でございます。

現在市で考えている対応としましては、この是正工事の原因となりました建築業者、こちらについては、工期の延長分の増額費用等については見ない予定でございます。

また、是正工事によって影響を受けた電気工事、そして機械設備工事、そういった部分の増額については、建築業者に負担を求めることができるか。そういうところを検討しているところでございます。

また、今回の工事の件について、工事完了後にはなりますが、奥州市の契約工事に係る指名停止

措置の基準に基づきまして、この指名停止といいますか、そういった対応についても今後協議したいと考えているところでございます。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 私からは、2点目の4月1日から準備をするに当たっての、そういった発令、そしてどういった職員の配置、作業になるかという部分。

あと3点目の、令和8年2月から、備品搬入（厨房機器）という表示がある部分についての整理の仕方ということについてお答えさせていただきます。

まず3点目の方からお答えをさせていただきます。

2ページの資料の表のところにあります、8年2月からの備品搬入（厨房機器）につきましては、現在建設中の給食センターの建物そのものに、工事期間中に直接納入、設置する厨房機器を指しております。

前回の議会のところでご確認をいただきました、備品、消耗品の購入と、今年度末の搬入とはまた別のものになるというものになります。ですからこれはあくまで工事期間中に行うべき備品の搬入というものになります。

2点目の4月1日発令によるものの仕事となります。

今回、やはり来年度直営となる施設から、こちらは民間調理業務の民間委託との兼ね合いもあるんですけれども、やはり大幅な人事異動が生じます。やはり民間委託施設に異動を希望する者もそのとおりですし、直営施設に異動を希望する者もそのとおりになりますけれども、基本的には奥州西給食センターの立ち上げのために、やはり数人、準備期間に要する職員を4月1日現在で発令いたします。

ただ、本来であれば、4月1日から奥州西給食センターに在籍、籍を置いていただいて準備をしていただくところですが、4月中はなかなか奥州西給食センターでの作業ができないということで、現在のところ、奥州西給食センター以外の場所、例えば、学校教育課付ですか、そういったところで配置をいたしまして、作業を行う予定としております。

具体的には、3月末に納品になる備品や消耗品、あとは既に我々が各施設から集約している、そういった物品類の在庫確認。そしてどこに配置するかの決定、ということをまず行います。そして、奥州西給食センターで行う調理作業のマニュアルを、一度精査をいたしまして完成させるという検討作業。そして、施設内でのエリア、ルートごとにどれだけの人数が必要かというところの確認作業。そういったところを、4月に集中的に行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 2点目、3点目は、大変だろうなと思いながらも、分かりました。

1点目の業者へのペナルティのところで質問するんですけども、先ほどの答弁で具体的なお金の全体像はちょっと分からなかったんですけども、この間、西給食センターの建設に関わっては、何度も補正予算で増額がされていたと思うんですけども、その時々の理由があつたんですが、その時々の理由で了解して私たちも決定してきたわけなんですが、今回のこのことによって、発生した、例えば、1ページの2の、工期延長の経緯の例えれば②で、県外からも人を集めて土日祝日も作業をしてもらったとかっていう、このことがなければあり得なかつた作業員の増員とか土日祝日の作業員の方々の勤務に関わる賃金とか、それらも私たちは補正で認めてきたことに入っているんですか。これらは本来であれば、やってしまった業者さんが負担すべきものじゃないかって思うところ

ろがあるんですけれども、そこはどうなのか。それから実際の工事だけじゃなくて、例えば、今回の提案も、教育総務課の方々もそうですけれども、このやりとりや、工期が延びたり、国とのやりとりが出たりしてかなりのことによって発生する超過勤務、作業量の増大といった市職員としての損害もあったと思うんですけれども、そういうことの訴求みたいなのはできないものでしょうか。

以上です。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） ペナルティの部分で、まず今まで補正予算で承認いただいてきた部分、こちらにつきましては、今回の是正工事に関わる費用は一切入っておりません。ですので、今回のこの是正工事に関連した変更内容ではございません。

次に、工期延長に絡んで、様々な費用が増えるという部分でございます。

先ほども申し上げましたが、まず、建築業者の関係で遅れてしまった事由でございますので、機械設備、それから電気設備、そちらの方への増分については、賠償については検討していくと。また、さっきも質問にありました、市の職員の時間外、そういった部分でございますが、こちらについては、具体的に損害を求めるといったところは今現在は考えておりません。工事の分は、含めるということでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。

1点質問いたします。今回強度とか耐震とか、心配な部分があるんですけども、この影響というのはどのように考えられるのか。

また、後々時間が経つにつれて、当初の強度と違ってくる部分があるかと思うんですが、この件の安全の確認、担保はどのように考えられるのかについて質問いたします。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 今回の是正工事によります、強度の部分でございます。

先ほどご説明しました、コンクリートを碎きまして、そして再打設する際ですけれども、その柱脚ごとに、建設業者からの報告をもとにして、市の担当者、そして工事監理業者、それぞれ強度を確認して安全を確認しているところでございます。

また、ハード面での安全性でございますが、それぞれのその後の工事につきましても、市の担当者ですか、それから工事監理業者が国の基準に基づいた品質チェック、そういったチェックを行いながら、設計図書、仕様書、それらに基づく品質が確保されていることを確認しながら工事を進めているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 17番、千葉敦です。

今回の施工不良という件につきましてですけれども、令和7年6月に発生したということですけれども、こういった状況について、議会にやはりもう少し早めの報告が必要ではないかなと思ったんですが、その辺についてはどのように考えてますでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 今回の報告が遅くなったことは大変申し訳ございません。

昨年の6月に施工不良が確認された後から現在まで、市と各施工業者及び施工監理者の間で、当初工期内での完成を目指しまして、作業工程の見直し、それから、土日祝の作業。こういったことなどを実施しながら工期短縮のあらゆる手立てを尽くして、工期回復に努めたところでございました。

しかしながら、是正工事の影響が大きく、12月現在の進捗をもって、工期内完成が極めて困難であると判断しまして、この報告に至った次第でございます。ご報告するに当たりまして、一定程度の方向性、それから見通し、見込み、そういうものをきちんとまとめる必要もございましたので、今回、遅れてしまったところでございます。

報告が遅れ、また、ご心配をおかけしましたところ、お詫び申し上げます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 工期が1か月、最終的な引き渡しが1か月ちょっと遅れるわけですけれども、もしいろいろな手立てを取って引渡しが遅れずに済む場合であれば、報告はなかった可能性があるわけですか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 工期内に終わっていればですが、こちらの方、この工期内で終わらせるために努力してきたところでございます。

この経過としまして、最終的に報告があったかという部分につきましては、この工事がそのとおり進んでいれば、順調に進んで最終的に完成ということでございますので、改めての説明の機会は設けなかつたかと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） いやそれはちょっと、全く報告しない可能性があるっていうのはちょっと問題があるかと思いますので、やはりそういった時点の、例えば今回の場合は、基礎を打ち直してというそういうことがありますので、やはり、それは全体の先ほど、15番議員も質問していましたけれども、耐震性とかそういうことに影響があるんじゃないかなと不安に思うわけで、それを隠すということはちょっといかがなものかと思いますので改めて伺います。

○議長（菅原由和君） 高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君） 仮定の話で、もしこうであったらばどうかといったようなところにつきましては先ほど答弁したとおりでございますが、先ほどもご質問がありまして、こちらの強度については大丈夫なのか、安心、安全なのかといったご質問がありました。

こちらはしっかりと強度の方を確認して、大丈夫だということを確認した上で工事の方を進めてきたものでございます。そういう面からしても、まず工期内に出来上がるのであれば、改めて説明の機会はなかったのかなという感じしておりますが、今のご意見につきましては今後の事務の参考にさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

先ほど7番議員から、この後の業務委託した後の雇用の話があったんですけども、その業務委託契約って、そもそももう契約が終わっているのか、どういう段階なのか、ちょっとすいません、もう一度確認させてください。

それからペナルティのことにも触れられていたんですけれども、いずれ国の交付金の状況がどうなるかっていう部分も含めて、財源に関してもあったんですが、これ今、検討交渉っていうことですけれども、確定する時期がいつぐらいになるのかっていうのを確認します。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） ご質問にありました調理業務の民間委託、そちらの契約の進捗ということです。東水沢給食センター、あと江刺給食センターが対象施設となるところでありますが、やはり直営施設から民間委託施設のほうへ異動を希望する方、その異動希望を取りまとめておりまして、現在リストを民間委託事業者の方にお渡しをして、この後会社説明会、あとは面談、面接という展開が1月の下旬から2月の上旬にかけて行われるという予定になっております。

やはりそこで、特に会計年度任用職員ですが、民間に採用される場合、されなかつた場合も想定をしておりまして、その時はやはり直営施設の方にご勤務いただきたいというところもあります。

あとはどういった者を採用するかによって、やはり契約金額に少しだけ変更が生じることも十分想定しているということなので、そういうった誰を雇用するかがある程度まとめた段階で、やはり契約に至るという整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それではペナルティに関連する交付金の確定の時期でございます。

こちらにつきましては、県に対して早急な対応をお願いしているところでございますが、その回答時期については未定でございます。2月中には正式な回答が来るのではと思っているところでございますが、いずれその結果を受けまして、ペナルティといいますか、交付金の今後の対応、そして業者への対応、こちらについては対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） 1点目は分かりました。

交付金の取扱いに関してもそこは正式な回答が出てからと思ってなんでしょうけれども、認められなかつた場合の手続きの②の方で有利な起債へとありますけれども、そうしますと本来交付金であれば全額っていうところが予定どおりだったんでしょうが、これが起債になった場合、幾らかの単費負担といいますか、利子負担といいますか、というところが実際そうなるとどのくらいの額を結局奥州市が最終的に自己負担する額になるのかっていうのは計算されているものでしょうか。この起債が発生した場合は。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 今回交付金が交付されず、合併特例債を予算内で対応したと仮定しますと、充当率が95%、交付税措置が70%ということになります。

この元利償還まではちょっと計算していないんですけども、一般財源としては、数千万円、5,000万円、といったぐらいの額が、一般財源での負担が増えるといいますか、といった形になると試算をしております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○9番（小野優君） これで最後にしますけれども、その額を相手方業者に請求するという可能性は検討されているんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） そういう部分も含めまして相手業者の方にどういうふうに請求できるか、そういう部分も顧問弁護士とも相談の機会を設けておりまして、そのいったところを加味しながら対応していきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 6番、高橋善行議員。

○6番（高橋善行君） 6番、高橋です。

今までの議論の中で、同じようなことを聞いて申し訳ないんですけれども、いずれ水掛け論になってしまうかもしれませんけれども、本当にこれ耐震性とか、安全性っていうのは担保されるものでしょうか。大丈夫なものでしょうか。基礎コンクリートの中にアンカーボルトが入っているのがずれているのを、それを表面だけ設計位置に戻すっていうことは、多分一番下からのアンカーを途中で切って、それをずらして今溶接してそれに鉄骨を組む、柱を組むということになると、本当に基礎という漢字のとおり、一番の大事な部分だと思うんですけれども、それを表面だけずらして、そこにボルトを打って鉄骨を乗せますということになると、非常に安全性に問題があるんじゃないかと私は思うんですけれども。

いずれ国からの交付金であったり、例えば、工期のことがあるからとにかく間に合わせようということで、余りに拙速に考えてやっているのではないかと思うんですが、本当に大丈夫なものか伺います。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） 先ほども答弁いたしましたけれども、この品質、ハード面の部分、ここは本当に損なわれることがあっては絶対いけないと思っておりまして、こちらの方でも最も注意を払う必要がある部分であると捉えております。

先ほどもご説明しましたが、それぞれの部分で工事の基準、国の基準に沿っているか、そのことを確認しております。

具体的なところ申し上げますと、この写真のところに、このアンカーボルトはコンクリートを砕きまして、そのアンカーボルトを切ってはおりません。砕いたことによりましてアンカーボルトを正しい位置に、起こし直すっていうか、ずらす形となっております。その部分につきましても、コンクリートの基礎部分を撤去する際も、鉄筋に傷が付かないような施工をしているかという立ち会いも行っております。

そして、アンカーボルトが正確な位置に戻っているかという立ち会いも行って確認しております。また、コンクリート打設後も、アンカーボルトが正確な位置に戻っているかというところも、立ち会いして確認をしております。

そして、最後に必要な強度になっているかという部分につきましても、圧縮強度試験、こういったものをきちんと行いまして、すべての部分で立ち会い確認をして是正を行ったという経緯でございます。ですのでこの安全性の部分につきましては、最も配慮したというところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 14番、高橋浩議員。

○14番（高橋浩君） 14番、高橋です。

いろいろ安全の問題とかあろうかと思いますけれども、今できる状況で最善の策を講じていただきたいと思うところでありますし、更には、事件発生後、報告する機会は何度となくあったはずだと思うんです。

そして、先ほど来、先の解決策等、事前に調整してきていたというお話もありました。それも理解するところではあります。

しかしながら、年が明けてここに至って、この報告というよりも、やはり事件発生後早く、発生してこれから対応するっていうようなことでも結構なので、これは早めに言っていただきたかったと私は思います。

そして、ここの建設に当たっては、この建て方、建物についても、議会でもいろいろ議論した上で、議会で承認した経過もあります。補正も通してきました。何かその信頼性を損なうような形になってしまったということは、非常に私は残念だなと思うところでございます。

今後とも、こういうようなことがありましたら、まずは議会に早く報告なりしていただければと思いますが、今後のことも考えまして所見を伺いたいと思います。

○議長（菅原由和君）　高橋教育部長。

○教育部長（高橋広和君）　この度はこのような報告になってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。先ほどもご答弁を申し上げたところではございますが、当初の計画どおり行くようであれば報告はなかったものなのかなと思いつつも、確かにおっしゃられるとおり、これまで、変更契約等、もしくはこの学校給食センターの今後の運営等について、これまで様々な機会を見てお話をさせていただいたところでございました。

その中で、確かに今考えれば、お話しする機会はあったのかなと思います。

今後こういった事業を実施するに当たって、なるべく詳細にこまめに、こういった内容についてしっかりと議員の皆様にお話をご説明していくように対応してまいりたいと思っておりますし、今後できることをしっかりと、奥州西学校給食センター、2学期の給食提供開始に向けて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

この度は大変申し訳ございませんでした。

○議長（菅原由和君）　3番、菅野至議員。

○3番（菅野至君）　3番、菅野至です。

1の(2)の⑤に今後の工事を進める上で、いろんな指示が出たとあるわけですけれども、早期是正の指示であったりとか、工事監督者への管理強化をし、とありますが、先ほどの中でも、その工期を縮めてできるだけ工期に合わせていくというような話があったわけですから、やはりその工期が伸びたときに、それに合わせてその工事をこう無理に進めていくような格好になっていくと、これもまた次の不具合に繋がっていくのかなというようなことも考えられるわけで、この辺の是正指示であったりとか、管理強化の指示というところの説明をもう少しもっと詳しく教えていただいて、その辺の評価をしていくからその工期の短縮につなげていきますというようなところを説明していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（菅原由和君）　千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君）　それでは私の方から是正の関係の部分についてのお話をさせていただきます。

いずれ不具合が工事で出たということで、一応、工事担当の方も、施工監理委託業者の方と調整しながらやってきたという形でございます。

いずれ今回工事の不具合が出たということで、あと先ほど議員さんがおっしゃった、無理をするとやはりどうしても後ろに行った場合に、さらに労働災害が起きる可能性もあるというようなお話もございましたので、業者さんの方とは工期を何とか短縮するような形で先ほども説明の中で、技

術作業員を多くできないかとか、あと、作業時間帯についても、土日にやるような形で実施できないかということで、そこら辺、業者さんの方と調整を図りながら、できる範囲の中で実施をしていったという形でございまして、あんまり業者さんの方に本当に無理に無理にっていう話まではしてないような状況でございまして、やはり労働災害が起きたら、そこでやっぱり終わってしまう部分もございますので、そういった部分については調整をしながら進めてきたという形でございます。

あと、基本的には段階の確認調査、そういう部分も各工種ごとに実施するような形で、監理委託業者、また工事担当と、あと現場の方の請負の方と調整しながら、工程会議の方も確認しながら実施しているという形でございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○3番（菅野至君） ありがとうございます。

今の答弁ですが、人員を増やすであったりとか、土日の作業も増やしていくというようなことだったんですけども、昨今やはりどの業界でも人員の確保というのは大変厳しい状況になっているかと思います。そういう中で、このような対策を打つというのは、可能であるという判断でのものでなのが、今後その対策をしていくというか可能性があるという部分でのお話なのか、その辺を詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） やはり作業員さんについては、やはりいろんなところで人の取り合いで言つうですかね。やっぱり大変だということで、なかなか人をすごく増員するのはやはり難しいということの結論に至つてございましたので、何とかなんばか増やすような形で努力はいたしましたけれども、その中でも時間調整とかいたしながらそういう部分で今回は時間短縮を図ったというところが大きいところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 他によろしいでしょうか。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男であります。

2つほどお伺いします。

今回の契約でこの監理業務委託をなさっている業者さんへのペナルティっていうのがあるのかどうかっていうのはお伺いしたいと思いますし、今回の施工不良っていうのは、当局としてはあんまり重大に考えてなかったようですねけれども、こういうのは普段発生しているっていうことなんでしょうか。その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君） それでは私からは1点目の監理業務へのペナルティの部分でございます。

こちらにつきましても、全体の工事の中で、どの業者、どの部門に、どういうふうなペナルティといいますか、対応が必要かというところを今後慎重に検討しながら対応していきたいということで、現在検討中というところでございます。

○議長（菅原由和君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） 2点目の施工不良の部分についてということですけれども、こう

いった部分の、基礎工事に係る施工不良については、基本的にここ最近の工事の中では、私の知っている範囲では起きてはいないという形で考えています。

以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） まず、ペナルティといいますか、それぞれのこの不具合の結果に係ってのかかり増し経費については、行政負担にならないようにそれぞれ配慮していただくとか対応していただきたいと思います。

それと私、このアンカーボルト、何人か質したようですがれども、まず私も有り得ない、かなり重大な施工不良だなと思います。

そういう意味から言いますと、今回かなり監理業者さんの責任は大きいんだなと。当然、建設業界といいますか、本体工事を受けた企業もそうですけれども、監理業者の責任はかなり大きいなと思いますので、その辺は弁護士さんとよくご相談をいただきたいなと思います。

それで、私一番大きい問題は、こういう基礎となる部分に不具合が出て、本来、一般ですと例えば基礎工事中に地震があったとき、ほとんどは基礎工事、やり直しをするんですね。今回の公共工事は、今後30年、40年、恐らくお使いになられる施設だと思いますが、その元自体が、本来は出た段階で、本来すべて取り壊してやり直す工事ではなかったのかなと強く思うところがありますが、どちらにお尋ねしたらいいか分かりませんけれども、これを軽微な不良だという認識であっては困るので、その辺の見解を伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 千田都市計画課長。

○都市計画課長（千田充君） 今回の不具合工事の部分での部分補修というような形での捉えられ方だと思いますけれども、先ほど鉄筋を切っているかというようなお話ではなく、あくまでもこの部分のコンクリートをまず、はつて、基本的にはこの鉄筋の部分については、切断とか、触っていることはいたしてございません。あと、アンカーボルトが戻る段階のところまで戻して、あと更に新たにコンクリートを打ったという形でございますので、今回はすべての基礎について不具合があるわけではありませんので、今回はあくまでも手直しができる部分の中で、不具合の部分の工事をしたという形でございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 2番、宍戸直美議員。

○2番（宍戸直美君） 1点だけ確認させてください。

工事に伴い準備期間が1か月削減されるというところで、主な準備作業として調理員などの職員研修であったりとか、試運転とか衛生管理体制の構築などが効率的に実施されて、準備期間が1か月削減されるということですけれども、最終目標としては子どもたちにやはり安心、安全な給食を届けるというところが最終目標だと思いますけれどもその点、準備期間が削減された場合に、そういったところの影響がないか確認させていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） まず、我々としては、準備期間として必要としているのは4か月と考えております。そのうち1か月は、調理員全員一堂に会した時間として1か月は欲しいという整理をしております。

4月から施設には入れないまでも、4月の段階はそもそもあまり人が集まっていない状況ではありますので、そこでできることっていうのは今回の工期の遅れとは関係なく、皆さん全員が集まつ

てからする準備よりも前の段階の準備という意味合いではあります。先ほど説明したとおり、備品、物品系の在庫確認ですか、あとは、エリア、ルートの人員配置数の確定とか、また、マニュアルの精査、確定というところは、もともとこの時期に予定していたもので、建物の中でなければできないっていう作業は少なからずありますけれども、すべてがそうではないと考えているところあります。

ただ、今回の資料の中に、2ページ目にはなりますけれども、下の表に給食停止期間という表現をさせていただいているところがあります。この停止期間というのは、工期の遅れがあるなしに関わらず、やはり職員が一堂に会してから、1か月をトライアルとかをするために、準備期間として元から必要としていた期間であります。工事がうまくいったとしても、この給食停止期間は必要としていたというところです。これは、同規模の施設の参考を例にして、どこでもそこの時間を確保しているというものになります。

やはり、そういった参考例といたしましては、夏休み、冬休み、春休み期間に、こういった給食停止期間を設定するという進め方をしているところも我々も参考にさせていただいておりまして、当初は、7月の頭にこれを設定する予定をしておりました。ただ、工期の遅れがありまして、8月の下旬に設定せざるを得ないという選択肢も今のところ持っているという状況ですので、①か②のいずれかというところの表現はしているところでありますけれども、極力、やはり①の時期に予定していた給食停止を行い、2学期の始めから給食が提供できるように進めてまいりたいというところでこれから集中的に取り組んでいくところと考えております。

また、やはり、我々は学校を通じて、学校の年間スケジュールの方に、給食を提供する日はこの日です、というところを記述していただくことになっております。やはり、給食を提供する日をまず確実に守るということに注力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 宮戸直美議員。

○2番（宮戸直美君） ありがとうございます。

これ8月の下旬に給食停止期間がもしもそのようになったときには、給食が停止されるので、お弁当などになるってことですか。すいませんちょっと分からないので。

○議長（菅原由和君） 菅野学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（菅野明史君） 失礼いたしました。

今のところ①の時期であろうとも、②の時期であろうとも、給食停止期間につきましては、ご家庭の方にはお弁当をお願いすることになっております。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項①は以上といたします。

以降については午後にしたいと思います。

ここで、午後1時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② 旧伊手小学校の無償貸付けについて

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして説明事項の②、旧伊手小学校の無償貸付けについて説明をいただきます。

千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） 協働まちづくり部でございます。

旧伊手小学校の無償貸付けということで、11月に羅針盤プロジェクトの小さな拠点づくり、伊手の事業について、一度進捗状況と市の伴走支援の考え方等についてご説明を申し上げました。その後、12月に議員間討議、ワールドカフェにおきまして検討していただいた資料の内容もいただき、市の方でも検討をさせていただきました。

今般、4月から、この小学校の建物を使って地域づくりの事業展開をする一般社団法人いであいさんに、市の伴走支援として建物の無償貸付けをしたいということで議案として付議させていただきたいと思いますので、本日、詳細についてご説明申し上げます。

説明は、担当課長より申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） それでは私の方から資料に基づいて説明をさせていただきます。

旧伊手小学校の無償貸付けについて、まずは趣旨ですけれども、人口減少等により様々なサービスの確保が困難になり、その影響でさらに人口減少が加速する、いわゆる条件不利地域において、地域コミュニティの維持は、喫緊の課題と捉えております。

現在市では、各種交付金を用いて地域を支援しておりますけれども、地域としてもやはり現状維持が今やっとの状態でありました。

ただ、地域の生活機能の維持には一定の人口規模が必要なんですけれども、そのためにはもうこれからは、交流人口や関係人口も含めた地域内の経済圏の維持・確保や、外貨を稼ぐ仕組みが必要と考えております。

今般、伊手地区において、持続的な地域づくりと地域内の共通利益を図るために法人を立ち上げ、自分たちの地域を自分たちの手で自分ごととして経営していく動きが生まれました。そこで市でも、事業立ち上げから一定期間、伴走支援をしたいというものでございます。

その対象となります一般社団法人いであいについての説明をさせていただきます。

2、法人化された地域運営組織、一般社団法人いであい。こちらの設立目的、定款からざっくりとまとめさせていただきましたが、地域が将来にわたり持続化していくために、地域のサービスを自分たちで供給しながらそのサービスを供給するために、収益事業を行っていくというものでございます。

法人の性格については、非営利型の一般社団法人ということになっておりました。法人ということでひとつの人格を取得したということで、まず事業はこれからずっと継続していくという意識の表れということで、このことにより事業受託等における信用性向上や会費収入、一般社団法人だと会費収入というのがあるということで、そういういた資金調達も可能ということから法人化されたということでございました。

実施する具体的な事業については一例でこのように挙げておりますが、旧伊手小学校で令和8年4月、今度の4月から行うのが箱囲みで書きました宿泊事業、加工場運営事業、それから地域の困りごとの支援ということになります。

右の方に移りまして、3、伴走支援としての無償貸付け、こちら付議事件として提案させていただきたいというのですが、令和8年第1回市議会定例会に付議事件として、財産の無償貸付けに係る議案を提出予定とさせていただいております。

無償貸付けの考え方についてですけれども、箱囲みのところになります。公平性について、収益

事業を行う以上は原則、有償なのかなというところもあるんですけれども、その中で有償でも公益団体の減免割合は、今まで2分の1としてございました。ただ、地域でやる上で原資がないとまず事業ができない、それから地域団体として施設を使うときには無償なんですけれども、地域団体が法人化した途端、有償になるというところの、ちょっと私どももジレンマは感じおりました。公益事業をやるというところで、その公益というところの扱いは難しいところなんですけれども、全国的には雇用創出や地域経済活性化等の関係で無償化している事例というのは多々あるというところはご紹介させていただきたいと思います。

それらを踏まえて今、伊手については小さな拠点ということで、地域課題を自分ごととして解決するマインドを醸成して、それを横展開していくという役割があるのかなというところと、いかに初期投資を少なくするかという考え方のもと、まず儲けが出るまでの一定期間、これ5年程度ということで伊手からは言われておりました。5年程度は無償貸付けをしていきたいと考えております。ただ、5年というところで根拠は何かと求められると、現在伊手の方から経営計画が3年しか出ていないのでまずはちょっと3年間を見て、その後また延ばすのかどうかっていうのはその時判断をさせていただきたいとは考えておりました。いずれ貸付料につきましては、現在の残存価格からということではなくて不動産鑑定もこれからかける予定ですので、それをもって設定することも考えてございますし、並行して地域団体に準じた減免措置なども考えなければいけないとは思っていたところでございます。

また、その他の伴走支援としましては地域おこし協力隊の配置を行う予定で、こちらは先日、面接までは行ってございます。この後決定して、後はご本人が承諾するかどうかっていう流れにはなるんですけども、その他の観光面での支援、それから令和8年度中には創業支援的な補助ということで、光熱水費を減免するのではなくて補助を出して光熱水費は納めていただくというような、その補助金を考えてはございました。それらも予算として、補助金の方は肉付けの方で提出予定となつてございます。なお、第1回定例会では、移転に伴う地区センター条例の一部改正も出させていただきますし、あと施設移転に係って規模が大きくなるので、指定管理料が若干変わりますから債務負担行為の変更、それから地区センターの看板の移設、今取り付けてあるものをちょっと3月中に移設しようと思っておりましたので、その補正予算も提出させていただきたいと思ってございます。

4、今後の基準作りについてなんですけれども、法人への対応と公平性の関係や、地域活性化と収益性のバランス、貸付けに係る透明性の確保とスピード化のバランス等を検討してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

全く発言するなという意味ではございませんので、審議に当たって不明な点とかあるいは確認したい点があれば、そういう質問は結構だと思いますので、そういう趣旨でご質問は受けさせていただきます。ご質問あればお受けいたします。

3番、菅野至議員。

○3番（菅野至君） 3番、菅野至です。

簡潔に1点だけ。3番の伴走支援の関係ですけれども、先ほど横展開もというお話があつたんですが、その横展開の現状で構いませんのでこの内容の横展開の可能性と、あとはどのような形で今後考えていくかというところについてお伺いできればと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） まず私どもの方で考えているのは、自立自走という点がポイントになると考えておりました。なので地域のやる気があるって、いわゆる収益、自分たちで稼いでそれで回していくっていう意識があるのであれば、我々は全力をもって支援していくべきとは考えております。ただ、その動きについてはまだ出てはないというのが現状ではございました。

今後という部分についてなんですかけれども、私どもとすればやっぱり地域コミュニティは維持していくかなければ、今後どんどんどんどん人口が減っていったときに地域で助け合ってっていう姿が出てこなくなるっていうところから、その観点から地域の生き残りという部分についてはやはり支援していくべきと考えてございました。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番、小野です。

3番のところの文章にありました、地区センター条例の一部改正というところを具体的にどういったところが改正対象になるのか説明いただければと思います。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 条例の変更で、まず、住所が変わります。そしてあと、部屋の貸出し、この辺は幾らという設定もしているのでその部分が変わります。部屋数は変わらないんですけども、1か所、小学校の中に大きなホールがあるんです。伊手小学校のちょっと吹き抜けのところ。あそこはちょっと面積が変わるので、単純に部屋を比較していくと変わらないですが、そこだけちょっと大きくなるのでその金額の設定が変わるといった、その部分が変わります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 8番、東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

今のにちょっと関連して、公の施設分も結局どこになるか。いわゆる今回の無償貸付けは普通財産として残した分を、本来有償でいくべきところをこういう理由付けで無償にしていくっていう方針だと思うんですが、今の部屋数が変わらない、ホールが云々って話ありましたがどこを今回条例で公の施設として設置するか、明確に分けないと駄目だと思うんですね。それがどうなっているのかお聞きします。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） まず、普通財産と行政財産に分けるところは、1階と2階で分けます。2階が普通財産、1階が行政財産ということで、1階全部が地区センターとなります。ただ地区センターとしては広過ぎるというところから、貸出する部屋は全部ではないという状況にはなってございました。一部、視聴覚室として使われているところは、一般には貸し出さないんですけども、そこは地域で農福連携のために使いたいということで言われていました。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） そうすると全部使わないってことであれば、指定管理料の算定は使う部分だけっていうことになるんだけれども、箱としては残っている、農福連携で使うところは行政財産の目的外使用で、そこは使用料を取って貸していくっていう方針ってことでいいですか。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） その部分については、貸付けは行いますけれども、行政財

産の中で無償で貸し付けるということで考えております。

○議長（菅原由和君） ほかに。

2番、宍戸直美議員。

○2番（宍戸直美君） 2番、宍戸直美です。

無償貸付けの考え方についてなんですかけれども、儲けが出るまでの一定期間の5年程度、無償貸付けをするということで、それを3年間の経営計画を見て儲けが将来的に出るという判断をしたのであれば、この経営計画も少し提出していただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千葉地域づくり推進課長。

○地域づくり推進課長（千葉康行君） 経営計画はあくまでもいわいが作ったもので、まだちょっと公にできるものかどうかというところでは、そこは非常に難しい部分なのかなと考えておりました。正直まだ走ってないというところからこれから大分動くことを考えると、市で作ったものであればお示しできるんですけれども。いずれ、相手方が作ったものを、ちょっと今の段階で公表できるかっていうところはまだ先方には確認はしてないので、ちょっとその部分についてはお示しは難しいのかなと考えておりました。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉協働まちづくり部長。

○協働まちづくり部長（千葉達也君） ちょっと補足説明させていただきます。

今回のこの事業には国の補助金も入ってございまして、経営計画やKPI、これは市ではなくて、あくまでもこのソフト事業をする法人のいわいさんが国の方からチェックも受けますので、そういう意味で課長申したとおり今、経営計画の来年度に向けて最終の詰めを法人さんでしているところでありますので、それが整った段階で出せる状況になれば、各議員さんにもお示しをしたいなと思ってございます。

いずれ我々としては、現段階では先ほど説明した宿泊事業や加工、地域のなりわいづくりや雇用創出の事業を展開するという公共性の高い部分の一応確認をして、伴走支援したいという判断をさせていただいたという状況でございます。

○議長（菅原由和君） ほかによろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので、②は以上いたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

③ 指定管理者候補者について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に、説明事項の③、指定管理者候補者について説明をいただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） それでは、指定管理者候補者についてご説明をさせていただきたいと思います。

指定管理者候補者につきましては、過日開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、令和8年度からの指定管理者候補者を選定いたしましたので、本日はその選定結果や選定方法についてご説明をするものでございます。

それでは資料に基づき、担当からご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君）　菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君）　それでは指定管理者候補者についてご説明します。

資料1をご覧ください。

1の対象施設ですが、令和8年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行う公の施設、2協定2施設で、うち非公募1施設、公募1施設であります。

2の選定経過ですが、委員6名による指定管理者選定委員会を12月17日に開催し、審査を行いました。公募施設については応募者から提出された提案書及びプレゼンに基づく採点を行い、委員の合議にて、また、非公募施設については応募者から提出された提案書に基づく審査にてそれぞれ候補者を選定したところです。

3の選定基準につきましては資料記載のとおり、条例に規定する基準に照らし審査を行っております。

4の選定結果につきましては、別紙の方でご説明しますので資料2、選定状況一覧をご覧ください。この一覧ですが、左端から協定番号、施設の順で、右端から2列目の指定管理料の金額は期間における総額を示した表となります。なお、さらに別添で配信してあります資料、各施設の管理運営計画書並びに収支計画書、こちらは時間の都合で後程ご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、選定結果についてご説明します。初めに協定ナンバー1、生涯学習スポーツ課所管の奥州宇宙遊学館につきましては、非公募施設であるため提出のあった事業計画等を確認し、選定委員会の総意により、応募者である現指定管理者を候補者として適格であると判断したものです。次に協定ナンバー2、アクティビティ推進室所管の奥州湖交流館につきましては2者から応募があり、提出された事業計画の確認に加え応募者からのプレゼンを行いました。これらを採点の結果、いずれも出席委員全員が審査基準を上回る得点でありましたが、総合計点が上位の応募者を選定委員会の総意により指定管理者候補者として選定すべきと判断したものです。

最後に資料1に戻っていただきまして、5、今後の基本的なスケジュールについてになります。本日ご説明した内容に基づき所管課におきまして、市議会2月定例会に指定管理者の指定議案、及び債務負担行為に係る補正予算案、そして令和8年度当初予算案を提出予定です。それぞれ議決をいただいた後は、各指定管理者と次期指定期間に係る基本協定、さらに令和8年度の年度協定を締結し、業務開始に備えるということになります。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君）　説明が終わりました。

ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君）　指定管理者候補者についての3の選定基準、⑤施設管理経費の縮減が図られることというのが選定基準に入っています。改めて確認するんですが、施設管理経費の縮減が図られることという、この縮減っていうのは何と比較して縮減されるというのを選定されているのかその点をお伺いします。

それと、これは議案のときに聞けばいいのか分かりませんが、指定管理料の中に含まれる人件費のなんていいますか、その人件費アップ分っていうのは基本的に行政はどう捉えているか。今回の2つの収支計画書を見ると、一方は人件費は上がっていないんですけど、一方はかなりのベースで5年間上がっているんですよね。その辺、指定管理料の中の人件費の算定といいますか、あるいはベースアップ等についてはどういう基準でそれを了あるいは可としているのか、その辺の基準につ

いてお伺いいたします。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） まず1点目の選定基準⑤、施設管理経費の縮減、これにつきましてまず先にお答えします。こちらの方、直営施設であった場合と指定管理した場合との比較ということで、指定管理制度がスタートするときに設けた条例ですので、そういう部分での縮減ということでご理解いただければと思います。

それから2点目の人件費につきまして、全体のということで一旦私の方からお答えします。もし個別にあれば所管課からになりますけれども、12月の定例会の補正予算のときもお答えしましたけれども、いずれ所管課におきまして各施設とベースアップ分につきましては、丁寧な聞き取り等を行いまして予算措置を行っていると。今回も8年4月1日からスタートするに当たりまして、所管課からの提案書、これを受けた段階で聞き取りを行って提案したというようなことになっております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） そうしますと、最初の施設管理経費の縮減っていうこの比較されるものは、直営から指定管理に変わるとき、直営と比較して縮減されたかどうかということで判断をすると。今まで指定管理ですと2期、3期と続いているわけですが、例えば前年度あるいは前期に比較して経費節減に努力しているかどうかというのは、選定基準には入っていないという理解でよろしいですか。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） まず直営から指定管理になる場合はこういう基準についてことになりますけれども、議員のご指摘につきましては物価高騰と今ありますので、単純に経費だけの前年度それから今年度、さらにその2、3年前との比較ってのは難しいかなと考えております。いずれその評価につきましては、決算審査のときに評価調書でお示しするような形で整理したいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほかに。

それではご質問等特にないようですので、説明事項③については以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ④ 令和8年度奥州市一般会計当初予算案について

○議長（菅原由和君） 再開します。

それでは次に、説明事項④、令和8年度奥州市一般会計当初予算案について説明いただきます。

岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） それでは当初予算案の概要についてご説明いたします。

資料は、令和8年度奥州市一般会計当初予算案についてをご覧ください。

こちらは、もう1つのファイル、令和8年度奥州市予算案の概要をまとめたものでございますので、詳細は、後程この資料をご覧いただければと思います。

初めに、令和8年度予算の編成方針についてですが、「協働によるまちづくり事業の推進」と

「行政経営改革の着実な推進」を基本方針として維持しつつ、令和5年度から取り入れている未来への投資を継続した上で、「未来への希望」が持てる、人口減少に負けない元気なまちづくりにつながるよう主に次の4つの観点をもとに編成いたしました。

1点目、総合計画に登載している事業については、「選択と集中」により優先度の高い事業を確実に推進。

2点目、継続性のある未来投資枠事業を中心に予算措置したほか、物価高騰へも配慮。

3点目、DXの推進により事務作業を減量、効率化。

4点目、環境に配慮したGXの取組を推進。

これらをもとに編成してございます。

続きまして、1の予算規模についてです。

令和8年度一般会計当初予算の予算総額は、644億5,000万円で、前年度当初予算と比較いたしまして、17億5,700万円、2.7%の減となっておりますが、骨格予算としては大規模となっております。

主な減要因は、(仮称)奥州西学校給食センター新築事業の完了で約32.6億円の減、奥州ふるさと応援寄附事業で約4億円減となったことなどが挙げられます。

また、主な増要因は、教育用コンピューター整備事業で約6.8億円の増のほか、引き続く物価高騰の影響による物件費の増、給与改定に伴う人件費の増なども挙げられます。

右側にグラフを載せておりますが、骨格予算として過去最大であり、令和7年度に次ぐ大規模な予算となっております。

2ページ以降は、財政課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君）　高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君）　それでは、2ページ目をご覧いただければと思います。

2、歳入及び歳出の概要についてでございます。

当初予算総額は、先ほど部長から申し上げましたとおり、644億5,000万円となっております。

まず、歳入の概要についてでございます。

円グラフの方に金額がございますし、下の点線の囲みのほうをご覧ください。

市税につきましては、人口は減少しておりますが、個人所得が増加傾向となっておりまして、個人市民税で3.6%増。新築、増築家屋の増などによりまして、固定資産税で2.1%の増など、市税全体で2.8%の増となりまして、143.5億円と見込んでおります。

繰入金につきましては、財源不足に対応する財政調整基金繰入金が今回骨格予算ということもありまして、約2.8億円減少したことなどによりまして、9.2%減の27億円となっております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金が令和6年度決算の状況から、令和7年度においては31億円を予算化したところでございましたが、農産物の需要の減少が見込まれることから、25.8%減となります23億円と見込んでおります。

負担金は、新医療センター整備に係ります、病院事業会計からの建設費負担金の増などによりまして、144.4%増となります2.1億円となっております。

国庫支出金につきましては、児童手当負担金で2.6億円減となったほか、公立学校施設整備費補助金の2.4億円減などによりまして、0.9%減の84.2億円となっております。

市債につきましては、(仮称)奥州西学校給食センター新築事業の完了によりまして、40.9%の減となります、35.4億円となっております。

続きまして、歳出の概要についてでございます。

同様に、円グラフの方に金額がございます。

義務的経費は、給与改定に伴いまして、人件費で1億円、1%の増。

扶助費では、子ども・子育て支援給付費で1.8億円増となるなど、0.8%増。

公債費では、元金償還額の増加のほか、利率の上昇によりまして償還利子が増加し、1.3%増となりまして、義務的経費全体で1%増となります294.1億円となっております。

投資的経費は、（仮称）奥州西学校給食センター関連工事などのが終わりましたので、34.8%減の48.5億円となっております。

補助費等は、下水道事業会計負担金や奥州金ヶ崎行政事務組合負担金などの増によりまして、2.7%増となります、約115.8億円なっております。

維持補修費につきましては、公共施設の長寿命化のための予防修繕費用に加え、急破修繕対応予算を継続措置し、9.6%増となる9.2億円なっております。

積立金につきましては、協働のまちづくり基金積立金や水源地域振興整備基金積立金の増によりまして、138%増の3.3億円なっております。

続きまして3ページになります。

3の重点的に予算を配分した主な事業についてでございます。

令和8年度におきましても、令和5年度から取り入れております未来投資枠事業について、継続的に主眼を置き、未来への投資に資する事業について、予算枠を設定し、限られた財源を配分しております。

まず、未来投資枠事業ですが、27事業、事業費総額、13.2億円としております。

昨年度は、総額が14.3億円でしたので、8%減の規模となります。

これにつきましては、骨格予算ということですので、この部分は、後程、6月補正等で肉付けで追加が見込まれるものでございます。

内容といたしましては、昨年度と同様の未来羅針盤プロジェクト事業、DX事業、公共施設等適正管理推進事業債対象事業、GX事業の4つのカテゴリーに区分けしまして、それぞれの事業を推進していくものでございます。

続きまして、市政発展のための戦略プロジェクトであります。

人口プロジェクトにつきましては、奥州市版総合戦略事業といたしまして、総額を13.7億円としております。

内容としましては、安定した雇用と新しい産業の創出、出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ、体験を通じた新たな奥州ファンの開拓、地域愛の醸成と安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現の4つの柱で構成して、各事業を推進するものでございます。

また、もう1つの戦略プロジェクトであります、ILCプロジェクトのILC推進事業につきましては、ILC誘致に向け、東北の受入環境整備に向けた調査検討や普及啓発活動等で746万円としております。

続きまして、総合計画における施策の大綱別事業であります。

まず、みんなで創る生きがいあふれるまちづくりへの取組のために、ふるさと応援寄附金に対する謝礼品の返礼、PR事業に11.5億円。各地区センターを地域づくりの拠点施設とし、地域による自主的、主体的な地域づくり活動を促進する事業となる地区センター管理運営事業では4億円としております。

続きまして、未来を拓く人を育てる学びのまちづくりへの取組のために、小・中学校のGIGA

スクール端末の更新を行う教育用コンピューター管理事業に6.8億円。水沢中学校旧校舎解体を行う中学校校舎等改築事業に1.9億円。小・中学校に特別支援教育支援員を配置する特別支援教育事業に1.7億円となっております。

続きまして、健康で安心して暮らせるまちづくりの取組に関する事業でございます。

新たに接種が始まるRSウイルス感染症を含む各種接種予防接種事業に6.3億円。子ども等への医療費給付事業に6.2億円。福祉、介護、子育てなど、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対し、包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業に2.3億円となっております。

続きまして、5ページ、豊かさと魅力あるまちづくりの取組に関する事業でございます。

中山間地域等直接支払事業に9.9億円、多面的機能支払対策事業に9.2億円、工場等を新設した企業に対して用地の取得に要する経費、構築物の建設に要する経費及び用地の賃借に要する経費に企業立地促進補助金を交付する企業誘致事業に4.3億円としております。

続きまして、環境にやさしい、安全・安心なまちづくりへの取組のために、奥州金ヶ崎行政事務組合へ負担する常備消防事業に16.5億円。同じく、奥州金ヶ崎行政事務組合が行うごみ及びし尿処理施設、広域交流センターの運営に対する負担金に13億円としております。

続きまして、快適な暮らしを支えるまちづくりの取組に関する事業でございます。

社会资本整備総合交付金事業として、道路改良や通学路改善に5億円、橋りょう、公営住宅などの都市基盤長寿命化事業に3.9億円。地区内交通などの住民の生活交通手段の確保や、公共交通のデジタル化を実施する交通運輸対策事業に1.5億円を計上しております。

最後に、4の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスについてでございます。

令和8年度の予算上のプライマリーバランスは骨格予算であることなどにもよりまして、28.3億円の黒字となっております。

起債残高の見込みにつきましては、令和7年度末で494.8億円、令和8年度末で466.5億円となってございます。

当初予算の概要説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。資料1ページの総合計画に登載している事業について、選択と集中により優先度・緊急度の高い事業を確実に推進するということで、令和8年度で集中というものは重点施策かと思いますが、選択の部分で代表的なものがあればご紹介いただきたいと思います。

それと、この資料の囲みの下の2行目、骨格予算としては大規模な予算、前期に比べますと6億円も増えたその予算規模、これが骨格だということですが、この6億円も骨格で増えたという部分、聞き漏らした部分があるかと思いますのでもう一度ご説明をいただければと思います。

あと、2ページ目ですが、右下から2行目、積立金は協働のまちづくり基金積立金や水源地域振興整備基金積立金に3.3億円を今回積み立てするという、その理由はどういうものなのか、ご紹介いただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは総合計画の選択の部分でございますけれども、議員さんもご存じのことかと思いますけれども、毎年度、総合計画の実施計画の見直し、いわゆるローリングという作業をやらせていただいております。

その中で、担当部、担当課から、様々な事業を来年度実施したいということで出されるわけですが、これども、こちらの部分についてその事業査定ということで、行わせていただいております。

ということで、今日の資料で言いますと、4ページ以降に総合計画・施策の大綱別事業ということで提示されている部分になりますけれども、こちらがこの選択をして来年度の当初予算ということで提案をする事業になるかと思います。以上です。

○議長（菅原由和君）　高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君）　それでは、2点目と3点目について私の方からお答えさせていただきます。

まず今回、骨格予算ということではありますが規模が大きいということで、グラフにありますとおり、過去2番目の大きさということでございます。

議員からお話をあった6億円という部分、これは、一般財源ベースの部分になります。

今回、予算総額でいきますと、17.6億円ほど減額となっておりまして、予算規模の方は少ないんですが、一般財源が増えているということでございます。

この仕組みですが、令和7年度につきましては、奥州西学校給食センターであったり水沢中学校ということで、大規模な事業、建設事業がございましてこれについて地方債を使いますので、一般財源は少ない形だったということでございますし、今回、一般財源がなぜそうすると増えたかということでございますが、G I G Aスクール等で整備する、それも地方債を使ったりはするんですが、一般財源の割合が多く出ておったり、あと一般職の給与等が伸びております。その部分で、一般財源が増えているような格好になってございます。

あと基金の関係での3点目ですが、協働まちづくり基金と水源地域の部分で増えているということでございますが、協働まちづくり基金につきましては、5年に1度、地区センター等への補助金・交付金のために5年に1度、積立てをしますので、その年に当たっているので大きな額となっておりまして、水源地域の整備基金につきましては、胆沢ダムの方の越流水が今度は新たに収入として入ってきますので、それを積み立てるというような内容になってございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）　ほかに。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項④は以上といたします。

午後2時10分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑤ 新市建設計画の変更について

○議長（菅原由和君）　再開します。

続きまして、説明事項⑤、新市建設計画の変更について説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君）　それでは説明をいたします。

1番の計画変更の趣旨をぎゅっと圧縮してお話ししますけれども、いわゆる、合併特例法のもと、新市建設計画を策定しまして、その計画に基づいた事業を合併特例債の活用の中で進めてきたところでございます。

法改正によりまして、令和12年度までその活用が可能だということでございますので、今年度末までとなっております当市の新市建設計画を変更し、期間延長しまして、引き続き、合併特例債の

有効活用につなげたいというものでございます。

以下、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは説明をさせていただきます。

冒頭の部分については部長が申し上げたとおりです。私からは、主な変更内容以降について説明をさせていただきたいと思います。

今回取りまとめました計画案の主な変更内容でございますけれども、詳細につきましては、本日別添資料として新旧対照表及び計画変更案をお示ししておりますので、ここでは主なポイントに絞って説明させていただきます。

まず、主たる変更内容となります。

①、計画期間の延長でございますけれども、現在、令和7年度までとしている計画期間を令和12年度まで延長することといたします。

これに伴いまして④の財政計画につきましても、令和8年度から12年度までの5年度分を追加することになりますが、こちらについては後程、財政課から説明があります。

その他の変更点としましては、計画書の統計情報を最新のものに時点修正することや、基本施策に掲げる実施事業として、医療施設整備事業、庁舎整備事業などの追加も行おうとするものです。

次に今後、合併特例債の活用が見込まれる主な事業についてでございます。

資料右側にありますが、こちらの表にお示ししております事業は、今年度の総合計画実施計画の見直し、いわゆるローリング作業でございますが、これにおいて計画登載した事業の中から、令和8年度からの3年間において、合併特例債の活用を想定している事業を抜粋しており、この部分につきましてはあくまで現時点の見通しということでありますて、来年度以降、ローリング作業がまた入ってきますので、事業の入れ替わりや、事業費の増減なども想定されますが、3年間で約25億8,000万円ほどの合併特例債の活用を見込んでおります。

なお、新市建設計画に関しましては、この後で説明いたします辺地計画のように、実施事業の内容や事業費までを盛り込む必要はございませんので、今後の合併特例債活用についてのあくまでも規模感をお示しするものと捉えていただければと思います。

最後に、今後の予定ですが、1月27日招集予定の市議会定例会に新市建設計画の変更案を議案としてご提案し、議決をいただきましたならば、県知事経由で総務省に報告をしたいと考えています。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） それでは私からは、別のファイルになりますが、新市建設計画の変更に伴う財政計画の長期財政見通しの見直しについてをご説明させていただきます。

1の見直しの概要は先ほどご説明がありましたということですので、下の3つ目になりますが、当該計画に令和8年度から12年度までの5年分の財政計画を追加で掲載することになりますので、現行の財政計画は令和4年9月に改訂してございますが、長期財政見通し、これは、令和18年度までですが、その見直しも同時に行ったというものでございます。

それでは、2の主な見直しの内容でございます。

全面的な改訂につきましては、令和8年度までの計画になっておりますので、8年度中に全面的な改訂を予定してございます。

今回の見直しについては、見直せる部分、簡易の部分でやってございます。

令和4年度から令和6年度までの決算額を反映してございます。

また、令和7年度の決算見込額を立てまして、後年度以降の各費目の推計に反映してございます。

合併特例債の建設事業発行可能額から令和6年度までの発行額合計を差し引いた残額147.2億円を使って整備する起債事業を選定してございます。

現行計画で見込んでおりました新市立病院の建設費、100億円ベースとなっておりましたが、そちらを新医療センター整備基本計画の概算整備費109.7億円に置き換えをして、年度ずれ、令和7年度から9年度としておりましたが、令和7年度から12年度ということで、年度ずれも解消してございます。

たんこう浄水場整備計画に伴う出資金につきましては、事業費縮減後の165.5億円に基づく本市の負担割合の額ということで、43.9億円で計上してございます。こちらについては、まだ、確定したわけございませんので現時点では把握できている額で計上してございます。

ふるさと応援寄附金につきましては、決算額に基づき、令和8から10年度は23億円、令和11年度以降は18億円で見込みまして、この部分につきまして、未来投資枠分に振り向ける4億円をここで確保しているというものです。

3、見直し結果による長期財政見通しについてでございます。

令和6年度までは、ふるさと納税が好調なこともあります、結果的に財源不足は生じておりませんでした。今後につきましては、令和8年度から10年度にかけて、10億円台で財源不足が続く見込みとなってございますが、不足額については徐々に縮小していきまして、令和17年度には收支均衡が図られる見込みと考えてございます。

財政調整基金残高につきましては、下の方にグラフで推移がございますが、現行の財政計画と比較しまして、令和6年度決算で約15億円の上振れとなってございますが、令和7年度以降に、義務教育施設であったり、新医療センター等の大規模な建設が続くことや、行政事務組合に対する出資金の増加等によりまして取崩しが続きますが、見通しの最終年度となります令和18年度では、ここには載っておりませんが、減債基金、2億円ほどございますが、その残高と合わせて約30.1億円となると見込んでございますが、標準財政規模の10%の額をやや下回りますが、持続可能な財政運営を行うことができるレベルを維持できると考えてございます。

最後の部分ですが、今回の見直しには含まれてございませんが、工業団地整備事業をはじめとします投資的経費によります経済効果、こちらの分も織り込みたいところでございますが、なかなか算定ができないということで、これについては上振れの要素になるのかなと考えてございます。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等があればお受けいたします。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。1点質問いたします。

財政課資料の2、主な見直しの内容の中で下から2番目、たんこう浄水場整備計画は、今まで187億円で説明いただいているものが、165億円ぐらいになりそうだということでよろしいのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） たんこう浄水場の関係でございます。

こちらについては、金額がかなり、当初の説明が大きくなっていたということで見直しをしているという状況でございまして、まだ中間段階かと思いますが、我々の方で把握している金額がこのようになっておりましたので、この額で計上させていただいておりますが、これが確定ではないと

いうことでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 17番、千葉敦議員。

○17番（千葉敦君） 政策企画課の資料の最初のページ、右側の3番の合併特例債の活用が見込まれる事業ですけれども、この中に水沢中学校校舎等改築事業と（仮称）奥州西学校給食センター新築事業が入っているんですが、例えば、水沢中学校はほとんど完成したかと思うんですけれども、この起債額が書いてあるのはどういうことでしょうか。（仮称）奥州西学校給食センター新築事業もそうですけれども、令和8年、9年には既に完成しているかと思うんですけれども、どういうふうにこれは読むんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 今後、来年度以降の3年間において、合併特例債の活用が見込まれる事業の中の水沢中学校それから西学校給食センターの部分でございますが、水沢中学校の校舎につきましては、これは、改築事業にはなっているんですけども、旧校舎の解体という部分がまだ残っているということでございますし、西学校給食センターにつきましても解体ということで教育委員会からは事業が出されておりますので、いずれも解体に絡む工事ということでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。

ちょっと整理していないので、飛び飛びになるかもしれません。

まず、新市建設計画の変更の部分で、合併特例債の活用が見込まれる事業を抜粋となっていますが、令和11年度、12年度というのは、これは表示できないのでしょうか。計画がないということででしょうか。その点について、お伺いいたします。

それと、新市建設計画の新旧対照表を見ると、最新の統計で記載しているということですが、確かに15ページあたりでしたか、令和2年の数値が登載されているんですけども、これは、最新のデータがないためにこうなったのか確認をさせてください。

取りあえず、その2点をお願いします。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 1点目の合併特例債の活用が見込まれる事業の11年度、12年度分ということになりますが、現在の総合計画は、令和8年度までの期間ということで、既に次期総合計画の策定には着手しておりますけれども、令和9年度以降の部分については、まだ白紙状態と計画上はなっていると。ただ、総合計画のローリングで、次年度以降、3年度分に限って、毎年、見直しをかけていくの中で、今想定される令和8、9、10年度の部分については、今年度のローリング事業で見込んだ分がございますのでこのようにお示しできたんですけども、令和11年度以降の部分についてはローリングもやっていないということで、対象外の期間ということで今回は事業としてお示しするものはちょっと難しいかなとなっております。

それから、新市建設計画の計画案の中の最新のデータということで、令和2年度の部分までしかない部分ということですけれども、国勢調査の部分かなと思われますが、ここにつきましては、令和2年度が最新のデータということになっております。

いずれこちらで把握できる最新のデータをこの計画案に反映させているとご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 新市建設計画の変更に伴う財政計画の「長期財政見通し」の見直しについてという部分で、右下の財政調整基金残高の推移について、ご説明ですと令和17年度には、プラマイゼロというふうに伺っておりますが、この中に、公共施設の撤去費というのが、それぞれ長寿命化計画を含めて、あるいは撤去せざるを得ないものがあるかと思いますが、こういう公共施設の撤去費は除いてのこの財政調整基金残高の推移ということになっているのか、その点だけお伺いします。

○議長（菅原由和君） 高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君） 今回の財政調整基金の推移の中にその取り壊し等の撤去費が入っているかということでございます。

まず、先ほど政策企画課長からも答弁しましたように、ローリング中で位置付けられたものが載っていくというのが基本でございます。

という中で我々の方でも普通建設事業費、決算を見ながら、一定程度の部分、普通建設事業費を見ておりますので、その中に収まればということもあります、具体的にどれを取り壊すという部分については、現状のこの財政見通しの中では見込んでおりませんが、一定程度の普通建設事業費は見込んでいるというものでございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） これは要望になりますけれども、今、民間の空き家対策にご苦労なさっているかと思いますが、やっぱり行政サイドも、空き家の部分の活用もさることながら、活用見込みのないものは、やはり計画的に取り壊し等をする必要があると思いますので、その辺の計画的な取り壊し計画をお示しできるような形で取り組んでいただければと。併せて、それにどれだけの経費がかかるかと。大体、1施設、2億円から3億円かかると。10棟では、30億円かかりますよねと。それを10年間でやってきますというふうな、何かこう、市民向けの示し方を考えていただければと思います。

○議長（菅原由和君） 岩渕財務部長。

○財務部長（岩渕清彦君） いろいろご提案と受け止めました。大変ありがとうございます。

この財産処分の考え方につきましては、今議員ご指摘のとおり、解体というのが伴う物件が結構あります。

こちら、当部といたしましては、取り壊しの考え方、あるいはその、土地の上に建物が建っている物件等々については、その両方を一体化して処分もできればというふうな考え方も持っていますので、そういうところも踏まえて、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項⑤は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ⑥ 次期奥州市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして、説明事項⑥、次期奥州市過疎地域持続的発展計画の策定について説明いただきます。二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明をいたします。

まず、1番の計画策定の趣旨でございます。

過疎指定されております江刺、それから衣川地域について、地域の持続発展を図るために、奥州市過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

これにつきましては、今年度までの計画となっている市の計画を5年間延長しまして、国の支援策を有効に活用していこうというものです。

2番以降については、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは説明させていただきます。

2番の計画策定の考え方以降について説明をさせていただきます。

計画策定の考え方につきましては、令和3年に時限立法として制定されました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法というものでございますけれども、この過疎法のほか、市の総合計画、公共施設等総合管理計画、奥州市人口ビジョン等との整合を図りながらこの計画案を策定したところでございます。

計画期間は、過疎法の有効期限に合わせまして、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

次に、現行計画からの主な変更点ということでございますけれども、計画全般に係る変更点につきましては、先に次期過疎計画案本体のほか、現行計画との新旧対照表も資料として配信しておりますので、詳しくはそちらをご覧いただきたいと思います。

主な変更点というのに絞って説明をいたします。

初めに、基本的事項でございます。

計画案本体では、5ページから21ページまでとなります。

1つには、人口動態の推移を、昭和55年を基準とすることに変更したもので、この部分は法律の規定に基づく人口動態基準年の変更となります。

また、江刺地域に関しましてはフロンティアパークⅡへの企業立地に対応した住環境やビジネス環境の整備の必要性を、衣川地域に関しましては豊かな自然環境の保全とそれを生かした他地域との交流による取組の必要性を、それぞれ記載しております。

次に、事業区分ごとの現状・問題点及びその対策についてですけれども、こちらは計画案本体では22ページから60ページまでとなります。

このパートの主な見直し箇所といたしまして、初めに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関しましては、外国人を雇用する事業所の増加に伴い、外国人住民が急増している現状を踏まえ、外国人住民への支援及び市民の多文化共生意識の醸成についての記述を追加しています。

次に産業の振興に関しまして、新たに整備されました江刺フロンティアパークⅡへの産業集積が好調であることを踏まえ、江刺地域における更なる工場の新增設や設備投資の促進についての記述を追加しています。

交通施設の整備、交通手段の確保に関しましては、江刺、衣川地域ともに、利用者の減少が続いておりましたコミュニティバスを統廃合し、路線廃止に伴い生じました交通空白地を面的にカバーする地区内交通を導入することで、地域住民の持続可能な移動手段確保についての記述を追加しています。

生活環境の整備に関しましては、ストックマネジメント計画に基づく下水処理施設の長寿命化と、

下水道未普及地域への浄化槽の設置促進、奥州市立地適正化計画に基づく魅力あるまちづくりを目指した生活利便性の維持・充実のための都市機能や居住の誘導についての記述を追加しています。

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関しましては、高齢化が進む中で、フレイル、フレイルというのは加齢による心身の衰えということですけれども、こちらのリスクも高まっていることから、このフレイル予防に関する普及啓発や、地域ぐるみのフレイル予防の取組の推進について記述を追加しています。

教育の振興に関しては、児童生徒数の推移を注視しながら、地域に適した教育環境を充実することや、郷土への誇りや愛着の醸成についての記述を追加しています。

再生可能エネルギーの利用促進に関しましては、現時点で具体的な事業計画はないものの、国が示す2050年二酸化炭素排出実質ゼロの方針を踏まえまして、地球温暖化対策の一環での再生可能エネルギーの活用検討についての記述を追加しています。

以上が事業区分ごとの主な見直し内容となります。

次に、次のページ、令和8年度過疎債活用予定額についてでございます。

こちらは、新市建設計画と同様、総合計画実施計画の見直しに基づく令和8年度実施事業における過疎債活用の見通しについて、一覧表に表したものであります。

令和8年度は、江刺地域において10億3,800万円余り、衣川地域において3,400万円余り、市全体としては、10億7,200万円余りの過疎債活用を見込んでおります。

次に、計画策定のスケジュールについてです。

計画策定に係る手続きとしましては、現在、計画案の策定並びに当該計画案に対する県への事前協議、江刺、衣川、両地域会議への説明を経まして、計画案の府議決定まで進んできております。

今後は、2月定例会に計画案に関する議案を提案し、議決をいただきましたならば、速やかに公表するとともに、県経由で総務大臣宛提出したいと考えております。

最後に、計画変更についてです。

冒頭の計画策定の考え方でも申し上げておりますけれども、過疎計画につきましては、常に市の最上位計画であります総合計画等との整合を図る必要がございますが、現在市では、令和9年度からスタートする次期総合計画の策定作業を行っております。

計画改定時期の関係上、過疎計画が1年早く次期計画に移行するわけでございますが、その後策定される次期総合計画において、登載事業の追加や変更等も想定されることから、こうした場合は、次のとおり、過疎計画の計画変更を視野に入れているというものです。

計画変更に当たりましては、こちらにお示ししておりますとおり、重要変更と軽微変更がございます。このうちのいずれに該当するかを国や県に確認しながら判断した上で、それぞ然るべき手順を踏んで手続きを行い、過疎計画の実効性を確保してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたら、ご発言お願いいたします。

12番、高橋晋議員。

○12番（高橋晋君） 本計画の変更について今ご説明がありましたけれども、昨年行われました国勢調査の結果によって、何か、またさらに変動するということがあるんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 令和7年の国勢調査で何か影響があるかということでございますけれども、過疎地域の指定自体は既にもう行われておりますので、ここが変わることとはござ

いません。

あくまで、次期過疎計画の中の統計情報等の時点修正などが必要になればすけれども、基本的には今回の計画案の変更で、そのまま残り5年間は過疎債を活用できるということで考えております。以上です。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 18番、廣野富男です。

資料の3の現行計画からの主な変更点の(2)、現状・問題点及びその対策ということで、次の部分については追記、見直しを行ったということですが、これらが今までの計画になかったので見直しないし追記をしたということですので、これらの部分については、今度の過疎計画の変更に伴って新たに加わるという理解でよろしいのでしょうか。その点、お尋ねいたします。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） こちら、事業区分ごとの現状とその対策がこれは変更になったことで事業が足されるのか、ということだと思いますけれども、課題として盛り込んでおりますけれども、今後5年間の中で対応していくべき課題かなというふうに思っている部分もありまして、今時点で、これらのすべてに対応する事業、これらが盛り込まれているというわけではございません。

今後、先ほど申し上げたように、次期総合計画の策定なども控えておりますので、それらの中で、こういった、過疎計画との整合なども図りながら、その中で過疎債を活用して実施すべき事業ということで、毎年のローリングの中で見直しをする中で、事業を実施すべきとなれば、過疎債を活用して実施していくというような流れになろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 現実的に、過疎地域においては、(2)の部分の現状・問題点についてはそのとおり認識されていると思いますので、ぜひ、ここはあくまでも事業じやなくて、現状・問題とその今後の対応方針みたいなものを書いたということだとは思うんですが、とりわけ、移住・定住、あるいは地域間交流の促進、あとは商店街の回遊性向上、あるいはデマンド交通の維持等々については、やはりこれ、喫緊の課題でもあると思いますので、ぜひ事業化できるように、総合計画の見直しの際に取り入れていただければよろしいかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原由和君） 二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 課長の方から繰り返し答弁をしておりますとおり、総合計画策定のタイミングがございますので、今の意見を参考に進めたいと思います。

○議長（菅原由和君） ほか、よろしいでしょうか。

特にご質問等ないようですので、説明事項の⑥は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑦ 北股辺地総合整備計画の変更について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に、説明事項⑦、北股辺地総合整備計画の変更について、説明いただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） それでは説明いたします。

1番の経過の下の方に解説を入れておりますが、いわゆる辺地法に基づきまして、公共施設の整

備等に対して有利な起債である辺地債を活用してきております。

そこで、国見平スキー場の改修事業を、辺地債を活用して行うということとしまして、北股辺地総合整備計画を変更します。

2番以降については、担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） それでは説明させていただきます。

今回の北股辺地総合整備計画の変更につきましては、総合計画実施計画の見直しにおいて計画登載しております国見平スキー場の設備改修事業、こちらに辺地対策事業債、いわゆる辺地債でございますが、これを活用できるようにしようとするもので、具体的には昭和58年に導入いたしました国見平スキー場の第2リフト、こちらが著しく老朽化し、一部、破損も見られるということから、原動緊張装置ボンネットカバー及び点検通路の修繕を行うため、当該修繕工事に要する費用の増額に関し、当初計画の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容といたしましては、資料右側の上の表に朱書きで記載している部分でございます。

こちらをご覧いただきたいと思いますけれども、従前の辺地計画において予定しておりました水供給施設整備事業及び駐車場整備事業、これらに加えまして、第2リフト原動緊張装置ボンネットカバー及び点検通路の修繕事業として、総事業費2,260万5,000円、辺地債計画額といたしましては2,260万円、これを追加することで、計画自体の事業費総額を1億5,300万4000円、辺地債計画額を1億5,290万円にそれぞれ変更しようとするものです。

具体的な計画変更案につきましては、次ページ以降にお示ししておりますけれども、重複しますのでこちらの説明は省略をさせていただきます。

最後に今後のスケジュールです。

現在、計画案について県と協議中でございまして、この事前協議が整った内容で、2月定例会に議案として提出をさせていただく予定であり、議決をいただきましたならば、速やかに県に変更後の計画を提出し、来年度の事業実施に備えてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問ございましたらお受けいたします。

特にご質問等ないようですので、説明事項⑦は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### ⑧ 乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の本格実施について

○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項の⑧、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）の本格実施について、説明いただきます。

高野健康こども部長。

○健康こども部長（高野聰君） 健康こども部です。

こども誰でも通園制度ですけれども、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、一定の期間内で、就労要件を問わずに、時間単位で保育所等を利用できる事業として今年度、補助事業として創設されたもので、今年度は、補助事業ということで、手を挙げた当市を含めまして、全国で252の自治体で展開されてきたところです。

令和8年度からは、法定給付化されまして、すべての市町村で本格的に実施されることとなることから、これに伴いまして、2つの関連条例と、これに伴う補正予算を2月定例会に計上させていただきたいと思っております。

事業の詳細につきまして、保育こども園課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども園課長（菊池利和子君） それでは、資料の2番の事業の概要をご覧ください。

この事業の対象となりますのは、保育所などに通っていない6か月から満3歳未満のお子さんで、保育所等に入所する場合や一時預かりを利用する場合とは異なって、保護者が就労しているなどの要件を問わず利用できることが特徴ですが、対象児童、利用時間、利用料は、令和8年度に法定給付化となっても変更はございません。

次に、3の令和7年度の状況をご覧ください。

今年度の地域子ども・子育て支援事業（補助事業）の実施状況でございますけれども、実施施設は、年度当初4月から4施設が実施、年度途中からの実施が3施設で、現在7施設、総受入定員数は29人となってございます。

利用登録者は、令和7年12月末時点で49人、お子さんは52人ですけれども、延べ利用者数は、4月から11月までの間で128人となってございます。

資料の4、令和8年度からの変更点のところをご覧ください。

令和8年度から、乳児等支援給付の支給開始となった場合に、事業者、利用者、それぞれどのような点が変わらるのかについて、ご説明いたします。

表をご覧ください。

赤字でお示ししているところが具体的な変更部分となります。

まず、事業者についてですが、補助金に変わって給付費を受領して事業運営することとなります。また、この給付を受けるため、市の確認手続が必要となります。

次に、利用者については、利用登録申請が給付認定申請に変わりますが、申請手続の方法や内容に変更はございません。

令和8年度からの法定給付化に伴う例規についてですが、事業者の確認を行うため、条例の新規制定が必要となります。また、乳児等通園支援事業を行うための基準条例については、国の基準の改正に合わせた一部改正が必要となりますので、2月議会で提案予定です。

次に、関係予算についてですが、5の予算のところをご覧ください。

令和8年度の予算についてお示ししてございます。

歳出については、令和7年度は補助金だったものが、乳児等支援給付費に変わり、306万円を見込んでございます。

なお、資料の下の方に参考として記載しておりますが、給付費のうち、基本分単価、子ども1人1時間当たりの単価となります。これは表のとおり増額となる予定ですし、加算については、現在もある障がい児等受入時の加算などのほか、面談対応時の加算等が創設される予定です。

歳入については、令和7年度は国補助4分の3のみでしたが、令和8年度は乳児等のための支援給付交付金・負担金として、国4分の3、県8分の1となる見込みです。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらお受けいたします。

1番、佐藤美雪議員。

○1番（佐藤美雪君） 何点かお伺いします。

今年度、補助事業として行われたようですが、事業所の方から何か課題というか、行ってみての報告等ありましたらお伺いしたいと思います。

あと、予算のところ、障がい児等の受入れで加算があるというところも書いてありますけれども、令和7年度に関して、障がい児の受入れはあったのかどうか、お伺いします。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども園課長（菊池利和子君） 事業者からの事業をしてみての意見等ですけれども、こちらについては、いろいろ手続きの相談等はございましたが、特別の課題等の部分についての問合せ等はございませんでした。事業そのものに対するご意見等という部分についても、ございませんでした。

それから、令和7年度の障がい児等の受入れについては、実績については今持ち合わせてございません。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

15番、千葉康弘議員。

○15番（千葉康弘君） 15番、千葉康弘です。2点質問いたします。

3番に、一般型施設、余裕型施設とありますけれども、この違いが分からなかったのが1点です。

また、今、7施設だけしか利用されていないということですけれども、せっかく制度があるんですが、なかなか利用者が増えず、利用できる施設が増えない。この理由とか、また改善点というのがあるのかどうかについて考えていることをお聞きしたいと思います。

また、施設の方としますと、なかなか、手間だけがかかつて、それに対する費用がペイできないみたいな話も伺うんですけれども、この辺の改善点とか何かあるのかどうかについて質問します。

○議長（菅原由和君） 菊池保育こども園課長。

○保育こども園課長（菊池利和子君） 7施設今あります、施設が増えない理由や改善点というところでしたけれども、この施設については、まず手挙げをしていただいた施設についてまず令和7年度はやっていただいているところですけれども、施設の増につきましては、こちらで考えておりますのが、まず今、施設のない地域については、公立で対応するという考え方でございます。例えば、衣川地域ですと公立しかございませんので、そちらの方での対応を考えてございます。それから、胆沢の地域にも今ないんですけれども、こちらについても、胆沢地域にある施設さんの方にご相談、ご協議等をしているところでございます。

それから、手間がかかってなかなか手挙げがないんじゃないかなというところですけれども、改善点については、制度自体の基準等があり進めていくものですので、市の対応の部分での改善というのはちょっと難しいかなと思っていますので、その必要性とかに応じましてご協議等していくというところかなと思ってございます。

一般型と余裕活用型の違いについて、一般型は乳児等通園支援事業の分として、改めて通常の保育士等と別に、専門というか、事業の分の保育士等を用意して対応するものです。例えば、保育士は、乳児等通園支援事業のための保育士ということでございます。余裕活用型については、例えば保育所であれば通常の保育をしながら、保育のところで余裕があるときにお子さんを受け入れるというような形で事業を進めるところの違いがございます。以上です。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 1点だけお願いします。

事業の概要の利用時間、子ども1人当たり月10時間を上限っていうことですが、これが変わらないということだと思うんですが、利用者からのご要望等、あるいはご要望があったときにそれぞれの受入施設の方での対応が可能なのかどうか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）　菊池保育こども園課長。

○保育こども園課長（菊池利和子君） 利用時間のことですけれども、利用者の方についてはまず取組1年目というところなので、市として、例えば、対象利用者全員にアンケートみたいなことはまだ行っていないところなんですけれども、その利用者さんから、もっと時間を増やしてほしい、そういうところの直接の声は頂戴してございません。

利用時間の増については、その施設において、施設においてというか、今後の協議等に応じて、増やすことは可能かと思いますが当初スタートのところについては、当市は、国で定める基準のところでまず定めているところでございました。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

ほかに。

それでは特にご質問等ないようですので、これで説明事項終わりまして、3の協議は以上とさせていただきます。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

#### 4 その他 以下略